

沼田市地方就職支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学等の卒業又は修了時におけるU I J ターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保するため、沼田市への移住を伴う群馬県内への就職をする学生に対し、予算の範囲内で地方就職支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、群馬県地方就職学生支援事業費補助金支給規定及び法令等の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給金額)

第2条 支援金の金額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 交通費補助

ア 定額支給

就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。

イ 次に掲げる場合は定額支給によらず算出した額を支給する。

(イ) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合

自己負担額の1/2以内(支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとする。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとする。)を支給する。(支給上限6,000円)

(イ) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合

群馬県の旅費規程に基づく往復交通費(12,000円)から企業負担額を差し引いた額の1/2以内(支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとする。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとする。)を支給する。

(2) 移転費補助

ア 移住にかかった費用について、実費(上限額66,000円)を支給とする。ただし、就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として移転費補助の対象外とする。

イ 実費での支給金額のうち、1,000円未満の端数が生じた場合は1,000円未満切り捨てとする。

ウ 移転費補助の対象は運送費用とする。運送費用とは、引越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用とし、明細等で確認するものとする。

(交付回数)

第3条 交通費補助、移転費補助それぞれ一人1回を限度とする。

(支給要件)

第4条 市長は、次に掲げる各号の要件を全て満たす転入者に対し、支援金を支給する。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項を全て満たすこと。

(イ) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く。)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学

を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 沼田市に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、群馬県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 当市に、申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第4条第2号アの要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就職開始日）から1年以上、沼田市に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(エ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。なお、年度当初予算の第1回交付決定日前であったことにより、卒業・終了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかつた場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。

受付日数：当該年度の4月1日から卒業・修了日から1年以内となる日または就業開始日1年となる日の早い方までの日数とする。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) (1)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に、原則、勤務地が群馬県内に所在する企業等に就業していること。ただし、国家公務員は対象外とする。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費補助については対象とすることができる。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
- エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
- オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
- ケ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- コ 市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（申請）

第5条 地方就職支援金の申請者は、当市が定める日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 交通費補助

ア 写真付き身分証明書

イ 地方就職支援金交付申請書（別記様式第1号）及び地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（別記様式第1号）（別紙1）

ウ 在学証明書（在学中の申請の場合）、又は卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）

※在学証明書について、卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。

エ 就職活動等にかかる経費（交通費）の領収書

オ 内定先企業による内定証明書（別記様式第2号）（第4条第2号の要件を満たす場合に限る。）

カ 移住元の住所を確認できる書類

キ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

ク 第4条第1号から第3号までの要件に該当することを証する書類

(2) 移転費補助

ア 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類）

イ 地方就職支援金交付申請書（別記様式第1号）及び地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（別記様式第1号）（別紙）

ウ 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）

エ 移住にかかる経費（移転費）の領収書及び明細がわかるもの

オ 内定先企業による内定証明書（別記様式第2号）（第4条第2号の要件を満たす場合に限る。）

カ 移住元の住所を確認できる資料

キ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

ク 第4条第1号から第3号までの要件に該当することを証する書類

（支給決定及び支給方法）

第6条 市長は、前条の申請が第4条の要件を満たしていると認めるときは、沼田市地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（別記様式第4号）を交付する。審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の請求）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、沼田市地方就職支援金交付請求書（別記様式第5号）により、市長に請求しなければならない。

（報告及び立入調査）

第8条 群馬県及び沼田市は、沼田市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、沼田市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第9条 市長は、支援金の支給を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りではない。

(1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) （在学中に交通費を申請する場合）支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業への就業を行わなかった場合

(3) （在学中に交通費を申請する場合）支援金の申請日から1年以内に沼田市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に沼田市に住民票がある場合を除く。

(4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たす群馬県内の別企業に就職する場合を除く。

(5) 沼田市への転入日から1年以内に沼田市以外の市町村に転出した場合。ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に、沼田市以外の市町村に転出した場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。